

# 令和2年2月議会

## 予算特別委員会 資料 (第2分科会)

- |   |            |                  |     |
|---|------------|------------------|-----|
| 1 | 令和2年度 当初予算 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 1 |
| 2 | 条例議案       | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 9 |

保健福祉局

# 予算特別委員会説明資料

[一般会計]

(歳入)

(単位：千円)

款	項	目	区 分	令和2年度 (a)	令和元年度 (b)	比較 (c) (a) - (b)	増減率 (c) / (b)	
			名 称					
17	1	1	保健福祉費負担金	1,262,315	1,318,420	▲ 56,105	▲4.3%	
18	1	2	保健福祉使用料	787,516	797,261	▲ 9,745	▲1.2%	
		5	労働使用料（保健福祉局所管分）	0	45	▲ 45	▲100.0%	
	2	2	保健福祉手数料	120,346	116,202	4,144	3.6%	
19	1	1	保健福祉費国庫負担金	54,981,746	54,284,677	697,069	1.3%	
	2	2	保健福祉費国庫補助金	1,118,505	1,144,938	▲ 26,433	▲2.3%	
	3	2	保健福祉費委託金	242,841	244,582	▲ 1,741	▲0.7%	
20	1	2	保健福祉費国庫負担金	14,465,210	14,043,384	421,826	3.0%	
	2	2	保健福祉費県補助金	1,032,527	587,660	444,867	75.7%	
	3	2	保健福祉費委託金	13,052	16,158	▲ 3,106	▲19.2%	
21	1	1	財産貸付収入（保健福祉局所管分）	138,770	148,308	▲ 9,538	▲6.4%	
		3	基金運用収入（保健福祉局所管分）	5,704	23,644	▲ 17,940	▲75.9%	
		5	特許権等運用収入（保健福祉局所管分）	1,005	1,558	▲ 553	▲35.5%	
22	1	2	保健福祉費寄附金	69,781	70,806	▲ 1,025	▲1.4%	
23	2	7	地域福祉振興基金繰入金	500,000	400,000	100,000	25.0%	
25	1	1	延滞金（保健福祉局所管分）	597	1,755	▲ 1,158	▲66.0%	
		3	2	保健福祉費貸付金元利収入	75,421	76,872	▲ 1,451	▲1.9%
		4	2	保健福祉費受託事業収入	11,169	1,411	9,758	691.6%
		6	4	雑入（保健福祉局所管分）	919,137	936,014	▲ 16,877	▲1.8%
26	1	2	保健福祉債	1,382,500	642,000	740,500	115.3%	
歳入合計				77,128,142	74,855,695	2,272,447	3.0%	

(歳出)

(単位：千円)

款	項	目	区 分	令和2年度 (a)	令和元年度 (b)	比較 (c) (a) - (b)	増減率 (c) / (b)	
			名 称					
3	1	1	職員費	8,691,259	8,797,013	▲ 105,754	▲1.2%	
		2	1	社会福祉総務費	15,292,007	15,272,536	19,471	0.1%
			2	障害者福祉費	43,914,824	42,566,834	1,347,990	3.2%
			3	老人福祉費	3,676,379	3,197,251	479,128	15.0%
			4	国民年金事務費	70,284	71,676	▲ 1,392	▲1.9%
			5	老人福祉施設費	361,092	356,926	4,166	1.2%
			6	人権行政推進費	532,371	570,907	▲ 38,536	▲6.7%
			7	社会福祉施設整備事業費	153,033	62,551	90,482	144.7%
		3	1	公衆衛生総務費	216,018	215,922	96	0.0%
			2	結核対策費	355,340	369,050	▲ 13,710	▲3.7%
			3	予防費	2,962,670	2,732,957	229,713	8.4%
			4	動物管理費	142,028	142,739	▲ 711	▲0.5%
			5	診療所費	1,188,504	1,137,573	50,931	4.5%
	4	1	公害保健対策費	1,136,378	1,199,119	▲ 62,741	▲5.2%	
			保健環境研究所費	85,358	83,443	1,915	2.3%	
		8	病院費	3,294,783	3,306,503	▲ 11,720	▲0.4%	
			1	環境衛生費	94,577	92,877	1,700	1.8%
	5	1	火葬場費	1,267,419	617,612	649,807	105.2%	
			保健所費	870,407	855,770	14,637	1.7%	
	6	1	生活保護総務費	530,089	529,478	611	0.1%	
2			扶助費	45,200,000	45,600,000	▲ 400,000	▲0.9%	
7	1	災害救助費（保健福祉局所管分）	5,642	8,643	▲ 3,001	▲34.7%		
		繰出金	31,804,281	29,961,266	1,843,015	6.2%		
3款 保健福祉費 合計				161,844,743	157,748,646	4,096,097	2.6%	
6	1	1	労働諸費	65,453	126,976	▲ 61,523	▲48.5%	
6款 労働費（保健福祉局所管分） 合計				65,453	126,976	▲ 61,523	▲48.5%	
歳出合計				161,910,196	157,875,622	4,034,574	2.6%	

# 予算特別委員会説明資料

議案第2号

■ 国民健康保険特別会計（予算説明書P1～P17）

（単位：千円）

（歳出）		（歳入）	
医療分及び事務費	1款○総務費	1,673,354	(1,745,351) ▲ 71,997
	2款 保険給付費 [退職被保険者分を除く]	72,274,514	(71,743,276) 531,238
	3款 国保事業費納付金	19,239,417	(18,256,171) 983,246
	4款○保健事業費		
	5款○諸支出金[退職被保険者分を除く]	988,591	(995,597) ▲ 7,006
	6款○予備費	50,000	(50,000) 0
小 計	94,225,876	(92,790,395) 1,435,481	
支援分	3款 国保事業費納付金	5,269,835	(5,079,633) 190,202
	3款 国保事業費納付金	1,792,418	(1,748,071) 44,347
退職被保険者	2款1項 保険給付費 6目 退職被保険者等療養給付費 7目 退職被保険者等療養費 8目 退職被保険者等高額療養費 9目 退職被保険者等高額介護合算療養費 10目 退職者移送費	15,833	(141,465) ▲ 125,632
	3款 国保事業費納付金	21,528	(25,426) ▲ 3,898
	5款 諸支出金 1項2目 退職被保険者等保険料還付金 1項4目 退職被保険者等還付加算金	510	(1,010) ▲ 500
	小 計	37,871	(167,901) ▲ 130,030
歳出総計	101,326,000	(99,786,000) 1,540,000	
（歳入）	1款1項1目 国民健康保険料	10,511,805	(10,456,383) 55,422
	2款 使用料及び手数料		
	4款 県支出金		
	6款 繰越金		
	7款 諸収入[退職被保険者分を除く]	75,155,349	(73,652,137) 1,503,212
	3款 国庫支出金	20	(10) 10
5款 繰入金	8,558,702	(8,681,865) ▲ 123,163	
小 計	94,225,876	(92,790,395) 1,435,481	
（歳入）	1款1項1目 国民健康保険料		
	5款 繰入金	5,269,835	(5,079,633) 190,202
（歳入）	1款1項1目 国民健康保険料		
	5款 繰入金	1,792,418	(1,748,071) 44,347
退職被保険者	1款1項2目 退職被保険者等国民健康保険料		
	4款 県支出金		
	6款 繰越金	37,841	(167,871) ▲ 130,030
	7款 諸収入 1項2目 退職被保険者等延滞金 2項3目 退職被保険者等第三者納付金 2項5目 退職被保険者等返納金	30	(30) 0
小 計	37,871	(167,901) ▲ 130,030	
歳入総計	101,326,000	(99,786,000) 1,540,000	

\*数字・・・( )は、令和元年度当初予算額。下段は、令和2年度の対前年度増減額。

\*・・・各被保険者に共通する経費(27億1,195万円)

# 予算特別委員会説明資料

議案3号

(単位：千円)

■ 食肉センター特別会計（予算説明書P19～P23）

(歳出)			(歳入)		
1 款 1 項 食肉センター費	301,725	(261,656)	1 款 使用料及び手数料	135,775	(87,825)
		40,069			47,950
2 項 繰 出 金	38,075	(38,144)	2 款 繰入金	138,535	(148,535)
		▲ 69			▲ 10,000
2 款 予 備 費	200	(200)	3 款 繰越金	28,000	(28,000)
		0			0
			4 款 諸収入	37,690	(35,640)
					2,050
歳出総計	340,000	(300,000)	歳入総計	340,000	(300,000)
		40,000			40,000

\* ( ) は、令和元年度当初予算額で、下段は、令和2年度の対前年度増減額

# 予算特別委員会説明資料

議案第 16号

■ 介護保険特別会計（予算説明書 P 113～P 134 ）

（単位：千円）

	（歳出）		（歳入）	
給 付 費 等	<b>2款 保険給付費</b>		<b>1款 介護保険料</b>	16,437,633 (17,152,126) ▲ 714,493
	1項1目 介護サービス等給付費	97,994,637 (92,233,676) 5,760,961		
			第1号保険料	
			<b>11款 市債</b>	10 (10) 0
	1項2目 審査支払手数料	73,706 (72,495) 1,211	第2号保険料	
			<b>4款 支払基金交付金</b>	26,478,452 (24,922,666) 1,555,786
			1項1目 介護給付費交付金	
	<b>4款 財政安定化基金拠出金</b>	10 (10) 0	国の負担	
			<b>3款 国庫支出金</b>	17,462,930 (16,445,023) 1,017,907
			1項1目 介護給付費負担金	
	<b>5款 基金積立金</b>		2項1目 調整交付金	6,590,192 (6,286,050) 304,142
	1項1目 介護給付準備基金積立金	911 (1,551) ▲ 640	県 の 負 担	
			<b>5款 県支出金</b>	14,409,281 (13,554,481) 854,800
			1項1目 介護給付費県負担金	
<b>6款 諸支出金</b>		市 の 負 担		
1項1目 第1号被保険者保険料償還金及び還付加算金	30,790 (30,790) 0	<b>8款 繰入金</b>	11,917,596 (10,818,648) 1,098,948	
		1項1目 介護給付費繰入金		
		そ の 他		
		<b>9款 繰越金</b>	340,949 (719,625) ▲ 378,676	
		1項1目 繰越金		
		<b>6款 財産収入</b>	911 (1,551) ▲ 640	
		1項1目 基金運用収入		
		<b>8款 繰入金</b>	1,695,910 (992,380) 703,530	
		1項4目 低所得者保険料軽減繰入金		
		2項1目 介護給付準備基金繰入金	2,766,190 (1,445,962) 1,320,228	
小 計	98,100,054 (92,338,522) 5,761,532	小 計	98,100,054 (92,338,522) 5,761,532	

※（ ）内は、令和元年度当初予算額で、下段は、令和2年度の対前年度増減額

# 予算特別委員会説明資料

議案第 16号

■ 介護保険特別会計（予算説明書 P 113～P 134）

（単位：千円）

（歳出）

（歳入）

<b>3 款</b>	<b>地域支援事業費</b>		
	1 項 1 目 介護予防・日常生活支援総合事業費		
	3,530,513	(3,473,349)	57,164
	1 項 2 目 包括的支援事業・任意事業費		
	1,917,519	(1,850,703)	66,816
<b>小 計</b>		<b>5,448,032</b>	<b>(5,324,052)</b> 123,980

	<b>1 款 介護保険料</b>	1,251,522	(1,223,010) 28,512
第1号保険料			
第2号保険料	<b>4 款 支払基金交付金</b>		
	1 項 2 目 地域支援事業支援交付金（介護予防・日常生活支援）	953,024	(937,590) 15,434
国の負担	<b>3 款 国庫支出金</b>		
	2 項 2 目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援）	882,430	(868,139) 14,291
	※調整交付金含む		
	2 項 3 目 地域支援事業交付金（包括的支援・任意）	735,997	(710,279) 25,718
県の実担	<b>5 款 県支出金</b>		
	3 項 1 目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援）	441,215	(434,069) 7,146
	3 項 2 目 地域支援事業交付金（包括的支援・任意）	367,998	(355,139) 12,859
市の負担	<b>8 款 繰入金</b>		
	1 項 2 目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援）	408,821	(352,385) 56,436
	1 項 3 目 地域支援事業繰入金（包括的支援・任意）	328,717	(318,591) 10,126
	<b>9 款 繰越金</b>		
	1 項 1 目 繰越金	71,680	(118,236) ▲ 46,556
その他	<b>10 款 諸収入</b>	6,628	(6,614) 14
<b>小 計</b>		<b>5,448,032</b>	<b>(5,324,052)</b> 123,980

※（ ）内は、令和元年度当初予算額で、下段は、令和2年度の対前年度増減額

# 予算特別委員会説明資料

議案第 16号

■ 介護保険特別会計（予算説明書 P 113～P 134 ）

（単位：千円）

	（歳出）		（歳入）	
事務費・職員費等	<b>1款 総務費</b>	2,289,636	(2,287,201)	
	1項1目 一般管理費		2,435	
	1項2目 賦課徴収費			
	1項3目 研修広報費			
	2項1目 介護認定審査会費			
	2項2目 認定調査費			
	<b>6款 諸支出金</b>			
	1項2目 償還金	10	(10)	
			0	
	<b>7款 予備費</b>	200,000	(200,000)	
		0		
小計	2,489,646	(2,487,211)		
		2,435		
介護予防ケアマネジメント事業費	<b>8款 介護予防ケアマネジメント事業費</b>			
	1項1目 介護予防サービス計画費	278,268	(347,215)	
			▲ 68,947	
	小計	278,268	(347,215)	
			▲ 68,947	
	<b>歳出総計</b>	106,316,000	(100,497,000)	
			5,819,000	
	<b>3款 国庫支出金</b>			
	2項5目 介護保険事業費補助金	23,011	(11,376)	
			11,635	
<b>8款 繰入金</b>				
1項5目 その他一般会計繰入金	2,445,081	(2,453,377)		
		▲ 8,296		
<b>9款 繰越金</b>				
1項1目 繰越金	9,962	(10,050)		
		▲ 88		
<b>2款 使用料及び手数料</b>	11,292	(12,110)		
		▲ 818		
<b>3款 国庫支出金</b>	40	(40)		
		0		
<b>4款 支払基金交付金</b>	20	(20)		
		0		
<b>5款 県支出金</b>	50	(50)		
		0		
<b>6款 財産収入（基金運用収入除く）</b>	20	(20)		
		0		
<b>7款 寄附金</b>	10	(10)		
		0		
<b>10款 諸収入</b>	160	(158)		
		2		
小計	2,489,646	(2,487,211)		
		2,435		
<b>12款 介護予防ケアマネジメント事業費収入</b>				
1項1目 介護予防サービス計画費収入	278,248	(293,940)		
		▲ 15,692		
2項1目 一般会計繰入金	10	(10)		
		0		
3項1目 介護予防ケアマネジメント事業繰越金	10	(53,265)		
		▲ 53,255		
小計	278,268	(347,215)		
		▲ 68,947		
<b>歳入総計</b>	106,316,000	(100,497,000)		
		5,819,000		

※（ ）内は、令和元年度当初予算額で、下段は、令和2年度の対前年度増減額

# 予算特別委員会説明資料

議案第20号

■ 後期高齢者医療特別会計（予算説明書P149～P157）

（単位：千円）

(歳出)			(歳入)		
事務費・諸支出金	1款 総務費	508,834	(523,212)	2款 使用料及び手数料	
	1項1目 一般管理費		▲ 14,378		100 (100)
	2項1目 徴収費				0
	3款 諸支出金	21,797	(29,628)	3款 繰入金	
	1項1目 保険料還付金		▲ 7,831	1項2目 事務費繰入金	508,463 (522,826)
	1項2目 還付加算金			▲ 14,363	
	1項3目 償還金				
				4款 繰越金	21,481 (29,251)
				▲ 7,770	
				5款 諸収入	587 (663)
				1項2目 過料	▲ 76
				2項1目 保険料還付金	
				2項2目 還付加算金	
				3項1目 滞納処分費	
				3項2目 雑入	
	小計	530,631	(552,840)	小計	530,631 (552,840)
			▲ 22,209		▲ 22,209
広域連合納付金	2款 後期高齢者医療広域連合納付金			1款 後期高齢者医療保険料	
		16,075,369	(16,087,160)		11,934,366 (12,007,597)
			▲ 11,791		▲ 73,231
				3款 繰入金	3,728,148 (3,680,514)
					47,634
				1項1目 保険基盤安定繰入金	
				1項2目 事務費繰入金	
				4款 繰越金	412,845 (399,039)
					13,806
				5款 諸収入	10 (10)
				1項1目 延滞金	0
	小計	16,075,369	(16,087,160)	小計	16,075,369 (16,087,160)
			▲ 11,791		▲ 11,791
予備費	4款 予備費	50,000	(50,000)	3款 繰入金	50,000 (50,000)
			0	1項2目 事務費繰入金	0
歳出総計	16,656,000	(16,690,000)	歳入総計	16,656,000	(16,690,000)
		▲ 34,000			▲ 34,000

\* ( ) は、令和元年度当初予算額で、下段は、令和2年度の対前年度増減額



## 予算特別委員会説明資料

議案第…22号

(単位：千円)

■ 市立病院機構病院事業債管理特別会計 (予算説明書P165~P167)

(歳出)			(歳入)		
1 款 市立病院機構病院事業債管理事業費			1 款 諸収入		
1 項	市立病院機構病院事業債管理事業費	820,800			(760,600)
					60,200
2 項	繰出金	2,747,400			(2,409,800)
					337,600
歳出総計		3,568,200			(3,170,400)
					397,800
			1 項 貸付金元利収入		
			2,747,400		(2,409,800)
					337,600
			2 款 市債		
			820,800		(760,600)
					60,200
歳入総計			3,568,200		(3,170,400)
					397,800

\* ( ) は、令和元年度当初予算額で、下段は、令和2年度の対前年度増減額

議案第…26号

(単位：千円)

■ 病院事業会計 (予算説明書P275~P289)

区 分		令和2年度 当初予算額A	令和元年度 当初予算額B	増減 A-B
収 益 的 収 支	病院事業収益	325,374	309,025	16,349
	病院事業費	479,750	504,564	△ 24,814
	当年度純利益 (△純損失)	△ 154,376	△ 195,539	41,163
資 本 的 収 支	病院事業資本の収入	320,930	342,046	△ 21,116
	病院事業資本の支出	320,930	342,106	△ 21,176
	差引不足額	0	△ 60	60
補 て ん 財 源	内部留保金	154,745	198,636	△ 43,891
	利益剰余金	△ 154,376	△ 195,539	41,163
	計	369	3,097	△ 2,728
単年度実質収支		369	3,037	△ 2,668
年度末資金剰余		8,401	8,032	369
予算規模		800,680	846,670	△ 45,990

北九州市手数料条例の一部改正について（保健福祉局所管分）

**1 改正理由**

現在、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第4条第1項に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録は、製造所又は営業所ごとに厚生労働大臣が行うものとなっている。

今回、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下、「第8次地方分権一括法」という。）にて法が整備され、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を都道府県知事が行うこととなった（令和2年4月1日施行）。

このことにより、法第4条第3項が削除され、同条第2項に集約されることになり、条項ずれが生じたため、北九州市手数料条例（以下「条例」という。）の改正を行うもの。

**2 改正内容**

「第8次地方分権一括法」による改正後の法の規定に合わせるため、「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める（第35号関係）。

**3 施行期日**

令和2年4月1日（「第8次地方分権一括法」の施行期日と同日）

**4 その他**

当該法改正により、法第4条第2項に法第4条第3項が集約されたことによる条項ずれのみで、本市の事務手続き（毒物及び劇物の販売業の更新に係る手続き）に変更はなし。

## 北九州市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例について

### 1 制定理由

平成30年6月に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）により社会福祉法（昭和26年法律第45号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）が改正され、利用者の自立を助成する適切な支援環境を確保するため、法令上の規制が強化された。この改正後の社会福祉法第68条の5の規定に基づき、都道府県、政令指定都市及び中核市は社会福祉住居施設の基準を条例で定めることとなったため、北九州市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例を制定するもの。

### 2 制定内容

条例制定に当たっては、厚生労働省令で定める基準を標準とし、又は参酌するものとされ、当該基準として無料低額宿泊所の設備及び運営の基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）が示されている。条例で定める基準は、基本的には基準省令で示された基準に準拠した内容とするが、一部については既存の無料低額宿泊所からの意見聴取や福岡県、福岡市との協議結果等も踏まえて、本市独自の内容とすることにした。

第1章 総則

第2章 基本方針

第3章 設備及び運営に関する基準

① 設備に関する基準（構造設備等の一般原則、設備の基準 等）

② 職員に関する基準（職員の資格要件、職員配置の基準 等）

③ 運営に関する基準（入居申込者に対する説明・契約、日常生活に係る金銭管理 等）

付則（施行期日、居室に関する経過措置）

### 3 施行期日

令和2年4月1日

### 4 参考

#### 1 本市独自の規定

(1) 暴力団員等の排除（第8条関係）

施設運営全般にわたり暴力団排除を明確化する規定を追加

(2) 非常災害対策（第10条関係）

「火災、風水害、地震等」という具体的な文言を追加

(3) 設備の基準（第14条関係）

居室の床面積に係るただし書き（居室の床面積は7.43平方メートル以上とするが、地域の事情によりこれにより難しい場合は、4.95平方メートル以上とする。）を削除

#### 2 市内の無料低額宿泊所（令和2年2月1日現在）

3箇所（小倉北区、八幡東区、八幡西区）

## 1 改正理由

国民健康保険料の賦課限度額については、国において、被用者保険とのバランスを考慮し、限度額を超える世帯の割合を被用者保険と同等の1.5%に近づけるよう国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）の改正により限度額の引き上げを行ってきた。また、低所得者の負担を軽減する措置についても、経済動向等を踏まえ政令の改正により軽減対象世帯の拡充を行ってきた。

今般、令和2年度においても国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ及び軽減対象世帯の拡充が講じられ、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第18号。以下「改正政令」という。）が令和2年1月29日に公布された。

本市においても、保険料負担の公平性の確保及び中低所得者層の保険料負担の軽減についての措置として、改正政令のとおり北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の関係規定を整備するもの。

## 2 改正内容

- (1) 国民健康保険料の医療分及び介護分の賦課限度額の引き上げ  
 （第13条、第14条の14関係）

医療分 (第13条)	61万円 → 63万円 (+2万円)
後期高齢者支援金分 (第14条の9)	19万円 → 19万円 (据え置き)
介護分 (第14条の14)	16万円 → 17万円 (+1万円)
計 (医療+後期+介護)	96万円 → 99万円 (+3万円)

- (2) 軽減対象世帯の拡充（第20条関係）

現行の軽減制度のうち、5割軽減の前年所得基準を「33万円+（28万円×加入者数）以下」から「33万円+（28万5千円×加入者数）以下」とし、2割軽減の前年所得基準を「33万円+（51万円×加入者数）以下」から「33万円+（52万円×加入者数）以下」とする。

条例	軽減割合	現行	改正後
		軽減の基準（前年中所得）	軽減の基準（前年中所得）
第20条 第1項	5割	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、33万円+（28万円×加入者数）以下	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、33万円+（ <u>28.5万円</u> ×加入者数）以下
第20条 第2項	2割	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、33万円+（51万円×加入者数）以下	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、33万円+（ <u>52万円</u> ×加入者数）以下

### **3 施行期日**

令和2年4月1日

※令和2年度分保険料（賦課期日令和2年4月1日）から適用するため。

### **4 経過措置**

改正後の第13条、第14条の14、第20条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

北九州市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例の一部改正  
について

## 1 改正理由

本市では、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の規定に基づき、営業施設の内外の清潔の保持等、食品関係業者が公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準（以下「管理運営基準」という。）を北九州市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例（平成12年北九州市条例第23号。以下「条例」という。）で定めている。

今般、法が改正され、これまで条例に委ねられていた管理運営基準は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）により定められることとなり、原則としてすべての食品関係業者は「HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理」を行うこととされた（令和2年6月1日から施行。但し1年間の経過措置期間有り。）。

これにより、条例中の管理運営基準に関する規定を削除するため、条例の一部改正を行うもの。

## 2 改正内容

### （1）題名の改正（題名関係）

法改正により、管理運営基準を条例で定めないこととなったため、題名を「北九州市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例」から「北九州市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等に関する条例」に改める。

### （2）管理運営基準に関する規定の削除（第2条、別表第1、別表第1の2関係）

管理運営基準を定めている第2条並びに別表第1及び別表第1の2を削除する。

### （3）表記の改正（別表第2関係）

食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（令和元年政令第122号）により、営業許可が必要な業種（2業種）の表記が改められたため、条例中の表記を改める。

（改正前）醤油製造業 → （改正後）しょうゆ製造業

（改正前）めん類製造業 → （改正後）麺類製造業

### （4）その他の改正

条例第2条並びに別表第1及び別表第1の2を削除することに伴い、第3条以下を1条ずつ繰り上げ、別表第2を別表第1、別表第3を別表第2とする。

## 3 施行期日

令和2年6月1日（法の施行期日と合わせるため。）

なお、改正法の附則により、省令で規定する管理運営基準は、施行日から起算して1年間（令和3年5月31日まで）は、改正前の条例に規定する管理運営基準によることとする経過措置が設けられている。そのため、改正前の条例に規定する管理運営基準は、当該期間中（令和2年6月1日から令和3年5月31日まで）は、なおその効力を有するものとする。

## 1 改正理由

旅館業の施設において営業者の講ずべき宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第4条第2項に基づき、都道府県（保健所を設置する市にあっては市）が条例で定めるとされている。本市をはじめ、各自治体は旅館業における衛生等管理要領（平成12年厚生省生活衛生局長通知生衛発第1811号。以下「要領」という。）を参考にこの措置の基準を策定し、これに基づき営業施設の許可処分、営業者に対する指導等を行っている。

令和元年9月19日、厚生労働科学研究で最新の知見等が得られていること等を踏まえ、要領に規定されていた施設設備及び衛生管理の基準について、レジオネラ症対策の観点から必要な改正が行われた。

本市では、要領の改正の趣旨及び内容を踏まえ、北九州市旅館業法施行条例（平成15年北九州市条例第12号。以下「条例」という。）を一部改正するもの。

また、近年、一般の住宅等を活用して旅館業を行いたいとの相談が増加していること等から、実態に即した衛生管理ができるよう、条例に特例規定を設けるもの。

## 2 改正内容

### (1) 入浴施設に係る衛生に必要な措置の基準の追加（第7条関係）

- ア 浴槽水の消毒方法として、浴槽水1リットル中3ミリグラム以上のモノクロラミン濃度を保つことを追加する。
- イ 浴槽から溢れ出た湯水を浴用に供しないことを追加する。
- ウ 気泡発生装置等（気泡発生装置、ジェット噴射装置等の微小な水粒を発生させる設備）は、定期的に清掃及び消毒をするとともに、適切な維持管理を行うことを追加する。
- エ モノクロラミン濃度を1日に2回以上測定し、その記録を3年間保存することを追加する。
- オ 水位計配管は、適切な消毒方法で定期的に生物膜を除去することを追加する。

### (2) 措置の基準の特例の追加（第5条、第8条関係）

条例に規定する浴室に係る構造設備の基準及び入浴施設に係る衛生に必要な措置の基準のうち、次に掲げるものを、設備の形態、その他の理由により措置の基準により難しい場合であって、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、当該基準によらないことができる基準として追加する。

- ア 外部から見通すことができない構造であること。
- イ 原水又は原湯を送水するための配管は、浴槽水を循環させるための配管と接続されず、かつ、原水又は原湯を浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。
- ウ 浴槽は、常に満水状態を保ち、かつ、原湯若しくは原水又は十分にろ過した湯水を供給することによりあふれさせ、清浄に保つこと。
- エ 浴槽水の水質検査を1年に1回以上（24時間以上完全に換水しないで浴槽水を循環させている場合にあつては、1年に2回以上）行い、その成績書を3年間保存すること。

(3) 付則の規定の整備（付則関係）

北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（平成30年北九州市条例第18号）にて条及び号の繰り上げに伴う付則の改正を行っていなかったため、規定の整備を行う。

**3 施行期日**

令和2年5月1日（許可施設に対する周知期間を設けるため）



北九州市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

## 1 改正理由

北九州市動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年北九州市条例第13号。以下「条例」という。）は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）に基づいて、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めている。

このたび、令和元年6月19日に、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「改正法（第39号）」という。）が公布され、令和2年6月1日から施行されることとなった。

これにより、第一種動物取扱業であった者及び動物の飼養等によって周辺的生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対して、立入検査を行うことができることとなったため、条例に規定する動物愛護管理員が行う事務に追加する。また、条例に引用する法の規定の条項ずれが生じるため、規定の整備を行うもの。

併せて、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号）にて新設された第二種動物取扱業者に対する立入検査に係る権限について、条例に規定されていなかったため規定する。また、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成25年環境省令第8号。以下「改正省令」という。）により条例の規定の条項ずれが生じていたため規定の整備を行うもの。

## 2 改正内容

### （1）動物愛護管理員が行う事務の追加に係る改正（第26条関係）

ア 第二種動物取扱業者に対する立入検査の追加を行う。

イ 第一種動物取扱業であった者で登録の失効及び取消事由が発生して2年間を経過しない者及び動物の飼養等によって周辺的生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対する立入検査の追加を行う。

### （2）条例で引用する法等の引用条項に係る改正（第10条、第26条、別表関係）

ア 改正省令に合わせた規定の整備を行う。

イ 改正法（第39号）に合わせた規定の整備を行う。

## 3 施行期日

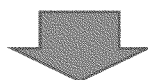
2（1）ア及び2（2）アは、公布の日（法及び省令がすでに施行されているため）

2（1）イ及び2（2）イは、令和2年6月1日（法の施行期日と合わせるため）

#### 4 参考

##### 【動物愛護管理員が行う立入検査の対象範囲】

立入検査の対象	条項（法）
第一種動物取扱業者	第24条第1項
第一種動物取扱業者であった者【新設】	第24条の2第3項
第二種動物取扱業者	第24条の4第1項 *準用規定
不適切な飼養に起因して周辺的生活環境の保全が損なわれている場合や虐待のおそれがある場合において、当該事態を生じさせている者【新設】	第25条第5項
特定動物飼養者	第33条第1項



上記  について  
条例中の引用条項を改正

##### 改正条例

(動物愛護管理員)  
第26条  
3 動物愛護管理員は、法第24条第1項(法第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。)、第24条の2第3項、第25条第5項又は第33条第1項の規定による立入検査、前条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行う。

## 1 改正理由

公衆浴場において営業者が講ずべき入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第3条第2項に基づき、都道府県（保健所を設置する市にあっては市）が条例で定めるとされている。本市をはじめ各自治体は、公衆浴場における衛生等管理要領（平成12年厚生省生活衛生局長通知生衛発第1811号。以下「要領」という。）を参考にこの措置の基準を策定し、これに基づき営業施設の許可処分、営業者に対する指導等を行っている。

令和元年9月19日、厚生労働科学研究で最新の知見等が得られていること等を踏まえ、要領に規定されていた施設設備及び衛生管理の基準について、レジオネラ症対策の観点から改正が行われた。

本市では、要領の改正の趣旨及び内容を踏まえ、北九州市公衆浴場法施行条例（平成24年北九州市条例第58号。以下「条例」という。）を一部改正するもの。

また、近年他都市において、水着等を着用することで、浴室からの眺望や男女の混浴を可能とする普通公衆浴場以外の公衆浴場（以下「その他の公衆浴場」という。）が設置され、本市においても営業者等から同様の形態の営業を行いたいとの相談が寄せられていること等から、実態に即した衛生管理ができるよう、条例に特例規定を設けるもの。

## 2 改正内容

### （1）普通公衆浴場に係る措置の基準の追加（第4条関係）

- ア 浴槽水の消毒方法に、浴槽水1リットル中3ミリグラム以上のモノクロラミン濃度を保つことを追加する。
- イ 浴槽から溢れ出た湯水を浴用に供しないことを追加する。
- ウ 気泡発生装置等（気泡発生装置、ジェット噴射装置等の微小な水粒を発生させる設備）は、定期的に清掃及び消毒をするとともに、適切な維持管理を行うことを追加する。
- エ モノクロラミン濃度を1日に2回以上測定し、その記録を3年間保存することを追加する。
- オ 水位計配管は、適切な消毒方法で定期的に生物膜を除去することを追加する。

### （2）措置の基準の特例の追加（第6条関係）

条例に規定するその他の公衆浴場の措置の基準のうち次に掲げるものを、設備の形態、その他の理由により措置の基準により難しい場合であって、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、当該基準によらないことができる基準として追加する。

- ア 出入口は、男女別に区画すること。
- イ 脱衣室及び浴室は、屋外から見通せない構造とすること。
- ウ 脱衣室及び浴室は、男女別に設け、それらの境界は、高さ2メートル以上の仕切りで区画し、相互に見通せない構造とすること。
- エ 原湯又は原水を送水するための配管は、浴槽水を循環させるための配管と接続せず、かつ、原湯又は原水を浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。
- オ 10歳以上の男女を混浴させないこと。

カ 浴槽は、常に満水状態を保ち、かつ、原湯若しくは原水又は十分にろ過した湯水を供給することによりあふれさせ、清浄に保つこと。

キ 浴槽水の水質検査を1年に1回以上（24時間以上完全に換水しないで浴槽水を循環させている場合にあつては、1年に2回以上）行い、その成績書を3年間保存すること。

### 3 施行期日

令和2年5月1日（許可施設に対する周知期間を設けるため）